



栃木県公報

令和4(2022)年
3月23日(水)
号 外
第10号

目 次

議 会

○栃木県議会会議規則の一部改正..... 2

議 会

栃木県議会規則第1号

栃木県議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月23日

栃木県議会議長 山形 修治

栃木県議会規則の一部を改正する規則

栃木県議会規則(昭和37年栃木県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第118条関係)				別表(第118条関係)			
名称	目的	構成	招集権者	名称	目的	構成	招集権者
略	略	略	略	略	略	略	略
栃木県議会災害対策本部(緊急連絡会議を含む。)	略	略	略	栃木県議会災害対策本部(緊急連絡会議を含む。)	略	略	略
議員定数等検討会	議員の定数、選挙区等に関する調査及び協議	略	略	議員定数等検討会	議員の定数、選挙区等に関する調査及び協議	会派から選出された議員	会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。